

母子世帯・老人世帯及び心身障がい者世帯 に対する市営住宅の入居事務取扱要領

(目的)

- 1 この要領は、母子世帯、老人世帯及び心身障がい者世帯で現に住宅困窮度の高いものに対し、半田市営住宅条例(平成9年半田市条例第47号、以下「条例」という。)の規定により、市営住宅に優先入居させることについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

- 2 この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 母子世帯

母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条に規定する「配偶者のない女子」で現に20歳未満の児童を扶養している世帯

(2) 老人世帯

60歳以上の者及びその民法上の親族で、次の一に該当する者のみからなる世帯

ア 配偶者

イ 18歳未満の児童

ウ おおむね60歳以上の者

(3) 心身障がい者世帯

入居者若しくは同居又は同居しようとする親族が、次の一に該当する世帯

ア 戦傷病者にあつては、恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表の3第1款症以上の障がいがあり、かつ、戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けた者

イ 戦病者以外の身体障がい者にあつては、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の4級以上の障がいがあり、かつ、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障がい者手帳の交付を受けた者

ウ 知的障がい者等にあつては、知的障がいの程度が児童相談所の長、知的障がい者更正相談所の長、精神衛生センターの長若しくは精神科の診療に経験を有する医師により、重度又は中度の知的障がい者と判定された者及び知的障がい者以外の者で、重度又は中度の知的障がい者と同程度と判定された者

(割当戸数)

- 3 入居させる割当戸数は、新設住宅の場合は公募戸数の1割以内を原則とし、空屋住宅についても前年度空屋戸数の1割程度とする。

(申込みの方法)

- 4 第2項の規定に該当する者は、入居の申込みの際、次項に定める証明書等を市営住宅入居申込書に添付して提出するものとする。

(添付書類)

- 5 添付書類は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------|----------|
| (1) 母子世帯用 | 戸籍謄本 |
| (2) 心身障がい者世帯用 | 心身障がい者手帳 |

(入居申込みの資格)

- 6 入居申込者は、条例第5条に定める入居資格のほか、次の各号の条件を具備している者でなければならない。

- (1) 第2項に掲げるそれぞれの世帯として独立の生計を営んでいる者
- (2) 心身障がい者世帯にあつては、入居する家族内に入退去の手續能力及び当該住宅の管理能力を有すると認められる者があり、かつ、共同生活に著しく支障のない世帯であること。

(入居の順位)

- 7 第2項の規定による入居申込者の数が、第3項に規定する割当戸数を超える場合は抽せんによる。

この場合、落せん者は、一般公募の抽せん資格を得るものとする。

(委任)

- 8 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が決定する。

附 則

この要領は、昭和50年1月1日から実施する。

附 則

この要領は、昭和54年3月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成11年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成22年3月4日から実施する。